

# 鉄蓋、弁栓室用ボックス及びかさ上げブロックの資材供給者の承認にかかる 検査の実施 要領及び検査の基準

(平成20年1月7日工務部長決)

(最近改正 令和元年8月9日工務部長決)

(目的)

第1条 この要領は、「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」の規定に基づき、鉄蓋、弁栓室用ボックス及びかさ上げブロックの資材供給者の承認に関する事項のうち、資材供給者の承認にかかる検査の実施及び検査の基準を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 鉄蓋、弁栓室用ボックス及びかさ上げブロックの資材供給者の承認にあたっては、「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」の第6条(検査の実施)及び第7条(検査の基準)を、この要領の第3条(検査の実施)及び第4条(検査の基準)に置き換えるものとする。

(検査の実施)

第3条 申請書類を受理した後、書類審査を行い完了後、工場検査及び製品検査を実施する。ただし、管路資材分科会が特に立会検査を要しないと判断した場合は、書類審査のみとすることができる。

2 前項に規定にかかわらず、検査用の製品を作製するに当たり、申請者に多大な費用等負担が生じる場合は、製品検査については受注時とすることができる。

(検査の基準)

第4条 検査の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 書類審査、製品検査及び工場検査において、資材規格(資材等審査委員会設置要綱第2条第3号に定める資材規格をいう。以下同じ。)に適合する製品の生産が確認できること。
- (2) 製品検査の基準は、第5条、第6条及び第7条の各号に掲げるとおりとする。
- (3) 製品の品質に関して、社内基準等により十分な管理体制が存在すること。
- (4) 工場内の安全管理が行われる体制が存在し、機能していることが確認できること。

(鉄蓋の製品検査基準)

第5条 鉄蓋の製品検査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 検査項目及び供試体抽出数は、次のとおりとする。

検査項目	供試体抽出数
外観及び形状(大阪市水道局調達用配管材料仕様書(以下、「仕様書」という。))「円形鉄蓋」10.1) 寸法(仕様書「円形鉄蓋」10.2) 荷重たわみ試験(仕様書「円形鉄蓋」10.4) 耐荷重試験(仕様書「円形鉄蓋」10.5) 操作性試験(仕様書「円形鉄蓋」10.6) がたつき防止試験(仕様書「円形鉄蓋」10.7)	各種(1号、3号、4号、6号、橋梁添架部)各1組(蓋と受枠とセットになった状態)を供試体として用いる。
材料試験(引張試験、硬さ試験、黒鉛球状化率判定試験)(仕様書「円形鉄蓋」10.3)	各種(1号、3号、4号、6号、橋梁添架部)から JIS G 5502 によって各3個鑄造し、そのうち1個を供試体として用いる。

(2) 試験方法は、仕様書「円形鉄蓋」10による。

(弁栓室用ボックスの製品検査基準)

第6条 弁栓室用ボックスの製品検査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 検査項目及び供試体抽出数は、次のとおりとする。

検査	供試体抽出数
外観及び形状 (仕様書「弁栓室用ボックス」10.1) 寸法 (仕様書「弁栓室用ボックス」10.2)	1号、3号、4号の全部材(仕様書「弁栓室ボックス付表1」)に対して各1個ずつを供試体として用いる。
軸方向耐荷重試験 (仕様書「弁栓室用ボックス」10.4)	各種(1号、3号、4号、3号分割底版型、4号分割底版型)それぞれに対して、付図による積み重ねの組み合わせにより試験を行う。
材料試験	
レジンコンクリート製 圧縮強度試験、吸水性試験 (仕様書「弁栓室用ボックス」10.3)	JIS A 1181 によって6個作製し、そのうち3個を供試体として用いる。

(2) 試験方法は、仕様書「弁栓室用ボックス」10による。

(かさ上げブロックの製品検査基準)

第7条 かさ上げブロックの製品検査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 検査項目及び供試体抽出数は、次のとおりとする。

検査項目	供試体抽出数
外観及び形状 (仕様書「かさ上げブロック」9.1) 寸法 (仕様書「かさ上げブロック」9.2)	全部材(仕様書「かさ上げブロック表1」)に対して各1個ずつを供試体として用いる。
軸方向耐荷重試験 (仕様書「かさ上げブロック」9.4)	各種(調整リング 250 鉄蓋用、調整リング 500鉄蓋用、調整リング 600 鉄蓋用、調整リング 900鉄蓋用、旧鉄蓋用かさ上げブロック旧 250 鉄蓋用、旧鉄蓋用かさ上げブロック旧 500 鉄蓋用、旧鉄蓋用かさ上げブロック旧 600 鉄蓋用、旧鉄蓋用かさ上げブロック旧 900 鉄蓋用、変換用かさ上げブロック 500 変換用、変換用かさ上げブロック 600変換用、変換用かさ上げブロック 900変換用、消火栓用かさ上げブロック単口用、消火栓用かさ上げブロック双口用)それぞれに対して、付図による積み重ねの組み合わせにより試験を行う。
材料試験	
レジンコンクリート製 圧縮強度試験、吸水性試験 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	JIS A 1181 によって6個作製し、そのうち3個を供試体として用いる。
FRP製 比重、引張強度、曲げ強度 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	JIS K 6911 によって作製した1個の供試体を用いる。
再生プラスチック製 圧縮強度試験 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	JIS K 6931 によって1試料から3個の試験片を作製して用いる。
GRCコンクリート製 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	JIS R 5201 によって作製した3個の供試体を用いる。
ダクタイル鋳鉄製 引張試験、硬さ試験、黒鉛球状化率試験 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	各種(1号、3号、4号、6号)から JIS G 5502によって各3個鋳造し、そのうち1個を供試体として用いる。
コンクリート製 圧縮強度試験 (仕様書「かさ上げブロック」9.3)	JIS A 1132 によって作製したそれぞれ1週、4週、13週の材齢の供試体を用いる。

(2) 試験方法は、仕様書「かさ上げブロック」10による。

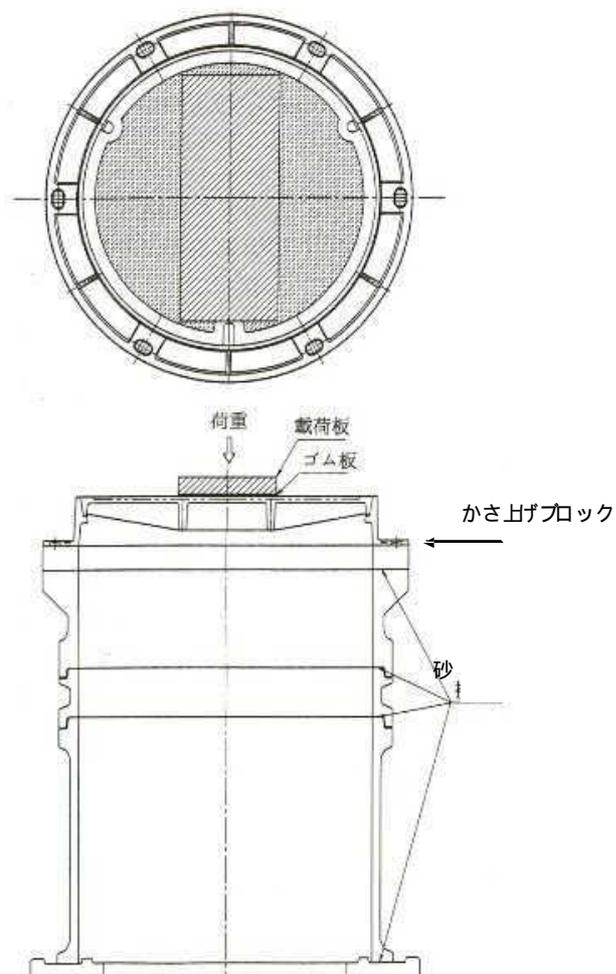
附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 8 月 9 日から施行する。

(付図)



付図 弁栓室用ボックス及びかさ上げブロックの軸方向耐荷重試験方法

注) 検査状況により組み合わせの変更を行う。

本図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので、製品の形状とは一部異なる部分がある。